









上必要欠くべからざるものであるから、その価格の適正化をはかり、家庭の負担を軽減すべきことはもちろんのことであります。このたびの立法に当たりました、この観点から発行者の過度の宣伝行為の規制等によって、価格の低下に資するよう配慮いたしておられます。この法案におきましても、定価は從前通り文部大臣の認可制といきましたが、その認可の基準は前述の教科書発行審議会に諮問して慎重に検討いたす所存であります。

最後に、教師用指導書について必要な規制を加えることにいたしたわけ

であります。教師用指導書は教師の学習指導の手引きとして、特定の教科書

の記述に対応して著作発行されるもので、事実上教科書と並んで教育上重

要な機能をもつておるのでありますから、その発行の場合には、文部大臣に提出を要するものとして、教育上不適

当な個所がある場合には、文部大臣が訂正勧告をすることができるこ

と申上げました。何とぞ慎重御審議をお願い申し上げます。

○議長(河井彌八君) ただいまの趣旨

説明に対する質疑の通告がござります。

〔矢嶋三義君登壇 拍手〕

昭和三十一年三月十六日 参議院会議録第二十二号 教科書法案(趣旨説明)

○矢嶋三義君 私は日本社会党を代表するものであります。

教科書の教育上に占める地位はきわめて重要であり、児童生徒に与える影響は至大であるとともに、その制度を

過誤ではあります。従つて教科書制度に關し適正なる法的整備をはかるこ

とは必要であり、それは過去の歴史にかんがみて、あくまで教育の国家統制

と一主義を排し、民主主義教育を助長する内容のものであるべきことは絶

対必要なことと確信いたすものであります。最近のわが国教育界の実情は、

学校以下義務教育諸学校では、施設設備はおろか、最低限度の教員数さえ確

保されず、また長欠不就学生児童は數十万人を数えるみじめな状況であり

ますが、鳩山総理は、國家の教育に対する責任、義務をいかに考えられて

いるのであります。かような憲法の精神を軽視、じゅうりんするがごとき

総理は、憲法違反の疑いをみずから持ちながるも、自己の良心にそむいて自

主性なき自衛隊の増強政策を強行して見守っているのであります。しかし改められるお考へはないか、御答弁を

求めます。

次に、文部大臣の持つ権限として四

十五人の教科書調査官、八十人の検定委員、二十人の教科書発行審議会委員の任命方針、さらに都道府県教育長の承認権、採択地区の設定、教科書

を実現する方向において検討されたもののかどうか。さらに明年度就学困難な

小学児童の一部に対しても教科書を給予する方針を中学校まで拡大し、少くとも教科書を購入できない義務教育生徒

の趣旨は、先進国の中多くに見られるところ、義務教育の教科書無償

第一に承わりたいのであります。

次に、本法案は、先進国の中多くに見

られるところ、義務教育の教科書無償

問題の一部に目を奪われ、民主教育助長の本質的な点を閑却し、教育の中央

権等、法の運用次第では、きわめて容易に準國定教科書行政をなし得るよう

統制を可能ならしめる本法案は、右検定、採択の諸点につき再検討されるべき

であると思いますが、清瀬文部大臣の御所見を承ります。

さらに清瀬文相にお伺いしたい点

は、政府御用検定とならないよう、検定関係者の任命にいかなる方針を持つべきを明白白々であります。また放送法改正意図に見られるごとく、思想

言論の国家統制をなさんとしているの

であります。かくのごとく一貫せる立

案背景を持つ本法律案も、検定、発行、供給事務にわたつて文部大臣の監督権、影響力を異常に強化しています

が、教育の中央集権、官僚支配を容易ならしめる地方教育行政の組織及び運営に関する法律案の成立と相待つて、

わが国教育を憲法改正、再軍備政策具現のために利用していると考えられる

なります。かがですか。鳩山総理は、憲法第二十六条の義務教育無

償、教育機会均等実現のための具体的

政策の構想はどうか、御所見と信念を

お聞き申します。矢嶋三義君。

〔矢嶋三義君登壇 拍手〕

昭和三十一年三月十六日 参議院会議録第二十二号 教科書法案(趣旨説明)

○矢嶋三義君 私は日本社会党を代表するものであります。

現場教師並びに教科書関係

者が数多くの教科書を研究することの

できる常設研究施設はぜひ望まれると

文部大臣の御見解をただします。

次に、二、三質問事項を並べてお伺

いします。現場教師並びに教科書関係

者が必要になるかと考えますが、文

部大臣の御見解をただします。

所は必要とされるのに、その所要予算

が計上されていないのはいかなる見解

に基くものか。教科書の発行者を制限すべきでなく、教科書出版の機会均等、著作、発行の自由を保障されるべきであると思ひますが、御所見はいかがですか。

さらに多年にわたつて問題になつておりまする需要の絶対数が僅少で採算困難と認められる高等学校において使用する職業に関する教科の教科書、盲学校、ろう学校もしくは養護学校または小学校、中学校もしくは高等学校の特殊学級において使用する教科書及び中学校または高等学校が行う通信教育において使用する教科書に関しては、

格段の考慮を払へるべきである旨、昨年十一月五日中央教育審議会から答申がなされているのであります。

最後の質問として、大蔵大臣並びに文部大臣に承わります。よい教科書を安く生徒児童に供給するためには、教科書制度全般を通じて不公正なことを敵に取り締ることが要請されることはもちろんであります。一面、教科書発行に対する低利の国家融資や、用紙、教科書の特配、運賃、輸送料の軽減措置等が、その教科書の持つ公共性から考慮されてしかるべきと考えますが、この点について大蔵大臣並びに文部大臣の御見解を承ります。

質問を終るに当たり、私は、わが国の民主教育を破壊するおそれのある現内閣の文教政策に、政府みずから再検討を加え、生氣あふるる民主的文教政策に大きく転換する御努力を、鳩山内閣、特に清瀬文部大臣に強く要請するものであります。鳩山総理以下閣係大臣の誠意ある、しかも的確詳細なる答弁を要求し、答弁次第によつては再質

問の権利を保留して、一応降壇をいたします。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

第一に、國家の教育に対する責任と義務について御質問がございました。

國家の教育に対する責任と義務とは、きわめて重大だともちろん考えております。このために、国と地方公共団体が有機的な連携を保つて教育の振興を度を樹立したいと政府は考えておりま

す。

第二に、憲法二十六条に関連した御質問がございました。具体的な政策の構想はどうかといふ御質問でございまし

た。義務教育無償の制度として、国及び公立の義務教育については、授業料を取らないという制度が確立されております。また、義務教育無償及び教

育の普及と機会均等の精神を尊重し方策がとられております。義務教育用

の教科書をすべて無償にするといふことは、國家財政の現状から見まして困

難でありますするが、明年度から、小学校の準要保護児童に対する教科書の無

償給与をいたしたいと考えますと、目下その法案並びに予算を審議しておる

次第でござります。この措置は、國家財政の許す限り、今後も継続させたい

と考えております。

第三は、現行憲法の精神を軽視じゆ

じさいましたが、そういうことはもちろんございません。最後に、近き将来に教科書の国定の底意がありはしないかといふ御質問であります。このために、国と地方公共団体が有機的な連携を保つて教育の振興を度を樹立したいと政府は考えておりました。〔國務大臣清瀬一郎君登壇、拍手〕

〔國務大臣清瀬一郎君登壇、拍手〕

第一に、國務大臣がするどい制

度をとる考えはございません。

それからして第二には、教科書の検定は、文部大臣がするよりも都道府県委員会にさした方がいいのではないか、こういう御意見でございまするが、しかし教科書の重要性にかんがみまし

て、教科書の検定権は、国家的に教育水準を維持するため、各都道府県にゆだねるよりも、現在通り、国において行う方がよいと考えておるのでございます。

次に、教科書の採択は学校教師が個人にやるべきものだと、こういう御意見のもとに質問されたんでござりまするが、教科書の採択は、教師の任意にゆだねるよりも、教師の意向を十分に反映させるようにして、適当な機関で決定される方が適当であると思うのでござります。採択区域を設けて同一種類の教科書を使用することにしたのは、地域に則する教育の実施、教師の教科書の共同研究等から好ましいと考

えます。直ちにこれがたえたのでござります。直ちにこれがたえたのでござります。

それからしてその次の問い合わせは、教科書研究施設は今度初めて置いておるの

でありまするが、最小限度一郡一市に置くだけくらいに、多数置くべきもの

うりんするよろな感があるといふよう

な御質問でございますが、そういう考

えは毛頭持つておりません。また、現

のところに、お問い合わせましたか、あるいは御演説の勢いでありました

しておるのではないかといふ御質問で

か、全教委から、私は不信任決議を手交したといふことについての御所見であります。

それからして検定審議会の委員だとあるか。いわゆる学者グループを除外する考えではないかといったようなこ

とでござりまするが、検定審議会の委員、教科書調査官の任命については、特に慎重を期して、中正練達な人を選ぶ方針でござります。現行の調査員制度は、教科書調査の補助者として必要があるかといふお問い合わせを寄せられましたがあが、ただいま總理より御答えるどく、近き将来において国定教科書の制度をとる考えはございません。

それからして、全教委の方々の協議会といふもの、

すなわち法制的に組織されておらぬものについて、一々協議する必要がなか

ることでございまして、その内容が中正なるものであることを期待いたしてお

ります。文部省の各種委員会の委員の嘱託に際しては、日教組の研究集会に

協力する学者グループであるからといつて、別段差別取扱いをする考えは少しあります。

それから研究集会をどう思ひかといふことでありまするが、今言つた適当なる研究集会は、むろん差しつかえございません。

それからして職業教育等の教科書についてでござりまするが、これは今回

の法律の第五十四条に規定しております。これは中教審から産業教育用の教

科書の編集、発行を促進して、その価格の低廉はかかることといふこと、特

殊教育用教科書、特に点字教科書の編集発行を促進して、これが入手を容易ならしむるよう措置すべし、こういう

答申が出ておるのでござります。そこで本法案では、第五十四条で産業教育用または特殊教育用並びに通信教育用

の教科書については、政令でこの法律



## 官報(号外)

もう一つは、昨年以来わが党で調べましたら、今の教科書に非常に間違ったのが多かったのです。実際に客観的事実まで間違つておるので、これじゃいかぬ、だから教科書の一つ法律を変えてなければならぬ。それからまた、今日教育のこうなつたのは、教育委員会といふものが時勢に適さないのではないか。一つの公共団体のうちに二つの執行機関がある、二本建ての教育をする、これはいけぬだろ。こりい考えから、今日は日本の教育の是正のために力を尽したいと思っております。むろん私自身、微力なものでございますから、皆様の御賛同を得て、どうか日本国に建て直しのための礎石を作りたいといふのが私の心境でござります。(拍手) ○議長(河井彌八君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第二、日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。 委員長飯島連次郎君。

〔審査報告書は都合により第二十

七号末尾に掲載〕

日本学術会議法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年二月二十三日

衆議院議長 益谷 秀次

○飯島連次郎君 ましめた日本学術会議法の一部を改正す

る法律案につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

第一に、会員の選挙につきましては、この選挙規則を厳格なものに改めるとともに、会員の選挙権及び被選挙権を停止され、または選挙規則の規定に違反する行為をした場合には、同規則の定めところによつて選挙権と被選挙権

日本学術会議法の一部を改正する法律案

い、三級官吏以下の任免は、局長が」

一部を改正しようとするのがその主眼でございます。すなわち第一に、日本学術会議の職務及び権限いたしまして、国際学術団体に加入すること

ができること、及びその加入の場合において政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする規定の

理由を御説明申し上げます。本案は、

日本学術会議の職務及び権限に関する規則

に改正する。

日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十一号)の一部を次のよう

日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十一号)の一部を次のよう

日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合においては、政府があらかじめ義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする規定により学術に関する

日本学術会議は、その職務及び権限として、科学の振興に関する規則の定めに違反する行為をした場合においては、同規則の定めによる選挙規則の規定に違反する行為をした場合は、日本学術会議が加入することができる。

日本学術会議は、その職務及び権限として、科学の振興に関する規則の定めによる選挙規則の規定に違反する行為をした場合は、日本学術会議が加入することができる。

日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合においては、政府があらかじめ義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする規定により学術に関する

日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合においては、政府があらかじめ義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする規定により学術に関する

日本学術会議は、その職務及び権限として、科学の振興に関する規則の定めによる選挙規則の規定に違反する行為をした場合は、日本学術会議が加入することができる。

日本学術会議は、その職務及び権限として、科学の振興に関する規則の定めによる選挙規則の規定に違反する行為をした場合は、日本学術会議が加入することができる。

別表第一部の項中

| 哲 学 四 |       |
|-------|-------|
| 哲 学 三 |       |
| 文 学 四 | 文 学 三 |
| 哲 学 二 | 哲 学 一 |
| 文 学 二 | 文 学 一 |
| 哲 学 一 | 哲 学 一 |

に改め、同表第

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

第一に、会員の選挙につきましては、この選挙規則を厳格なものに改めるとともに、会員の選挙権及び被選挙権を停止され、または選挙規則の規定に違反する行為をした場合には、同規則の定めところによつて選挙権と被選挙権

を停止され、または選挙規則の規定に違反する行為をした場合には、同規則の定めところによつて選挙権と被選挙権

を停止され、または選挙規則の規定に違反する行為をした場合には、同規則の定めところによつて選挙権と被選挙権

場からの学術会議の要望は、当然尊重されるものと考える」旨の答弁がありました。

第三には、会員選挙について新たに設けられた制裁規定につきまして、從

來の選挙の実情、弊害について、また規則案の内容、あるいは選挙取締りの方法等、詳細な質疑応当が行われましたが、これらはいずれも速記録に譲ることといたします。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、湯山委員よりは、「学術会議の広報活動を一そら強化するよう努力してもらいたいこと、また選挙規則の実施に当つては、科学者にふさわしい公明な選挙が行われるよう十分な配慮をすること、さらにまたかよくな選挙は、学者の良心によつて行われるべきものであるから、厳重な選挙規則や、法律上の制裁規定を必要としない日の一日もすみやかに来たることを希望して本案に賛成する」旨の発言がございました。

次に竹下委員よりは、「学術会議無用論といふものが從来一部にあつたが、その理由の根拠としては、不正な会員選挙が行われて来たことだと考える。今回学術会議が率先して、きびしい選挙規則を設けられるという、この反省的態度に敬意を表し、今後に大きな期待を寄せるものである」との賛成討論がなされました。

以上で討論を終り、本案を採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 日程第三、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付) を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員会理事石井桂君。

〔審査報告書は都合により第二十  
七号末尾に掲載〕

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和三十一年三月九日

衆議院議長 益谷 秀次

住宅金融公庫法の一部を改正する  
法律案

住宅金融公庫法の一部を改正す  
る法律

住宅金融公庫法(昭和二十五年法  
律第百五十六号)の一部を次のよう  
に改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の  
二」に改める。

第二条に次の二号を加える。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

## 五 耐火構造の住宅 主要構造部

を耐火構造とした住宅をいう。

六 簡易耐火構造の住宅 耐火構  
造の住宅以外の住宅で、外壁を  
耐火構造とし、屋根を不燃材料  
(建築基準法第二条第九号)に規  
定するものをいう。以下本号に  
おいて同じ)で述べたもの又は  
主要構造部を不燃材料その他の  
不燃性の建築材料で造つたもの  
をいう。

〔外壁及び軒裏を建築基準法第二条  
第八号に規定する防火構造とした住  
宅をいう。以下同じ。〕又は防火構造の住  
宅をいう。以下同じ。)の建設及びこ  
れらに附隨する土地を耐火構造の  
住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の  
住宅をいう。以下同じ。)及び  
〔主要構造部を耐火構造とした住宅  
地〕に改め、「〔外壁を耐火構造と  
した住宅をいう。以下同じ。〕及び  
〔主要構造部を耐火構造とした住宅  
地〕に改め、「〔外壁を耐火構造と  
した住宅をいう。以下同じ。〕及び  
〔主要構造部を耐火構造とした住宅  
地〕をいう。以下同じ。)を削る。

第七十二条の次に次の二条を加え  
る。

(役員の欠格条項)

第十二条の二 左の各号の一に該當  
する者は、役員となることができ  
ない。

一 国務大臣、国会議員、政府職  
員(人事院が指定する非常勤の  
者を除く)、地方公共団体の議  
会の議員又は地方公共団体の長  
若しくは常勤の職員

二 政黨の役員

(役員の兼職禁止)

第十二条の三 役員は、營利を目的  
とする団体の役員となり、又は自ら  
営利事業に従事してはならない。

第十六条を次のよう改める。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 公庫の役員及び職員は、  
刑法(明治四十年法律第四十五号)  
その他の罰則の適用については、  
法令により公務に従事する職員と  
同様に処理する。

第三十二条中第二項を第三項と  
し、第一項を第二項とし、同条に第  
二十五条第二項を削る。

第三十二条中第二項を第三項と  
し、第一項を第二項とし、同条に第  
二十五条第二項を削る。

第三十二条第一項に規定する文官で國庫  
から俸給を受ける者として勤続す  
るものとみなし、当分の間、これ  
に恩給法の規定を準用する。

第十一条第一項に規定する文官で國庫  
から俸給を受ける者として勤続す  
るものとみなし、当分の間、これ  
に恩給法の規定を準用する。

前項の規定により恩給法の規定  
を準用する場合においては、恩給  
の給与等については、住宅金融公  
庫を行政官とみなす。

4 附則第二項の規定により恩給法  
第二十条第一項に規定する文官で  
國庫から俸給を受ける者として勤  
続するものとみなされる者が附則  
第二項において準用する恩給法第  
五十九条の規定により國庫に納付  
すべき金額は、俸給の支払をする  
際その支払をする住宅金融公庫の  
職員が俸給からこれを控除し、そ  
の計算を明らかにする仕証書を添  
附してその翌月十日までに、歳入  
徵收官に納付しなければならな  
い。

## 第四十条から第四十四条まで 削除 附則

1 この法律は、昭和三十一年六月  
一日から施行する。

(施行期日)

2 この法律の施行の際現に住宅金  
融公庫の役員又は職員(改正前の住  
宅金融公庫法第十六条第一項に規  
定するものをいう。以下附則第八  
項、第十項及び第十一項において  
同じ)で改正前の住宅金融公庫法  
第三十八条の三の規定により恩給  
法(大正十二年法律第四十八号)の  
規定の準用を受けていた者につ  
いては、その者が引き続いて住宅金  
融公庫の役員又は職員として在職  
する間に限りその者を恩給法第二  
十条第一項に規定する文官で國庫  
から俸給を受ける者として勤続す  
るものとみなし、当分の間、これ  
に恩給法の規定を準用する。

3 前項の規定により恩給法の規定  
を準用する場合においては、恩給  
の給与等については、住宅金融公  
庫を行政官とみなす。

4 附則第二項の規定により恩給法  
第二十条第一項に規定する文官で  
國庫から俸給を受ける者として勤  
続するものとみなされる者が附則  
第二項において準用する恩給法第  
五十九条の規定により國庫に納付  
すべき金額は、俸給の支払をする  
際その支払をする住宅金融公庫の  
職員が俸給からこれを控除し、そ  
の計算を明らかにする仕証書を添  
附してその翌月十日までに、歳入  
徵收官に納付しなければならな  
い。

昭和三十一年三月十六日 参議院会議録第一二二号 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

二七八

(退職手当の期間通算等)

5 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続いて住宅金融公庫の役員又は職員として在職し、更に引き続いて国家公務員となつて退職したときは、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基いて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者がこの法律の施行後引き続いて住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間を同法第二条第一項に規定する期間とする職員として在職した期間とみなす。

6 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続いて住宅金融公庫の役員又は職員として在職する場合においては、その者に対する国家公務員等退職手当暫定措置法に基づく退職手当は、支給しない。

7 住宅金融公庫は、改正後の住宅金融公庫の役員又は職員として在職する場合においては、その者に対する国家公務員等退職手当暫定措置法に基づく退職手当の基準を設けようとするときは、前項に規定する者が国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第一項に規定する職員としてこの法律の施行の際まで引き続いて在職した期間をこの法律の施行後における住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間とみなして退職手当を支給するよう定めなければならない。

(国家公務員共済組合法の適用)

8 昭和三十一年五月三十一日現に国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第二条第一

項の規定に基いて建設省に設けられた共済組合の組合員で住宅金融公庫の役員又は職員である者については、同日に退職したもののみとして同法の規定を適用する。

(国家公務員等の旅費に関する法律の適用)

9 この法律の施行前になされた旅行命令等(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四号))第四条第一項に規定する旅行命令等をいふ。)により旅行する者に対し住宅金融公庫が支給する旅費については、なお從前の例による。

(国家公務員災害補償法の適用)

10 この法律の施行前に生じた事故に基く住宅金融公庫の役員又は職員の職務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。(国家公務員法の適用)

11 この法律の施行前に住宅金融公庫の役員及び職員がその職務上知ることができた秘密については、住宅金融公庫の役員及び職員は、

(國家公務員災害補償法の適用)

12 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「日本電信電話公社及び住宅金融公庫」を「日本電信電話公社」に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計

等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の改正)

13 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

(第二条中「住宅金融公庫」を削る。)

(国家公務員等の旅費に関する法律の改正)

14 第一条第二項中「住宅金融公庫及び」を削る。

(産業労働者住宅賃金融通法の改正)

15 「主要構造部を建築基準法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

(産業労働者住宅賃金融通法の改正)

16 「主要構造部を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をい」と「公庫法第二条第五号に規定するものをい」と「外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をい」と「公庫法第二条第六号に規定するものをい」と改める。

17 第九条第一項の表区分の欄中「前項に規定する」を削り、「木造の住宅又は防火構造の住宅」を「耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅」に改める。

18 第八条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」と「耐火構造の住宅であるものの建設及び」と「耐火構造の住宅であるものの建設並びに」に改める。

○石井桂君登壇、拍手

19 第九条第一項中「且つ、融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条及び融通法第九条(貸付の条件)第一項に規定する耐火構造の住宅」を「融通法第七条第

20 第八条第一項中「且つ、公庫法第二条第一項を次のように改正する。

第二条第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話公社」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部を次のように改正する。

(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

三項において準用する公庫法第十

第八条第一項中「且つ、公庫法第十九条(貸付をすることができる住宅)及び第二十条(貸付金額の限度)第一項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅」を改めたものとみられる。第五号に規定する耐火構造の住宅(以下「耐火構造の住宅」といふ。)又は同条第六号に規定する簡易耐火構造の住宅(以下「簡易耐火構造の住宅」といふ。)であり、且つ、同法第十九条(貸付をすることができる住宅)に規定する住宅(以下「耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅」といふ。)又は同条第六号に規定する簡

九条に規定する住宅であり、且つ、耐火構造の住宅」に改め、同条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」を削る。

(日本住宅公団法の改正)

17 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を次のように改正する。

18 第十五条第一項を次のように改正する。

(日本住宅公団法の改正)

19 第二十二条第一項を次のように改正する。

第十七条第一項を次のように改正する。

20 第二十二条第一項を次のように改正する。

第十八条第一項を次のように改正する。

第十九条第一項を次のように改正する。

第二十条第一項を次のように改正する。

第二十一条第一項を次のように改正する。

第二十二条第一項を次のように改正する。

第二十三条第一項を次のように改正する。

第二十四条第一項を次のように改正する。

第二十五条第一項を次のように改正する。

第二十六条第一項を次のように改正する。

第二十七条第一項を次のように改正する。

第二十八条第一項を次のように改正する。

第二十九条第一項を次のように改正する。

第三十条第一項を次のように改正する。

第三十一条第一項を次のように改正する。

第三十二条第一項を次のように改正する。

第三十三条第一項を次のように改正する。

第三十四条第一項を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改正する。

第三十六条第一項を次のように改正する。



ついては、同項中「八年」とあるのは、「十二年」とする。

## 附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

## 〔三浦辰雄君登壇、拍手〕

○三浦辰雄君 ただいま議題となりました開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず開拓融資保証法の一部を改正する法律案について申上げます。

開拓者の農業經營に必要な資金の融通を円滑にし、開拓地に占ける農業生産力の発展と農業經營の安定を促進するため、長、中期の低利資金について、開拓者資金金融通法によつて政府が直接融資することになつております。が、短期資金については、開拓者の団体と政府または、都道府県との共同出資によって開拓融資保証協会を設立し、その会員が金融機関から受ける債務を保証する制度を確立するため、昭和二十八年開拓融資保証法が施行され、これに基いて都道府県開拓融資保証協会及び中央開拓融資保証協会が設立され、現在二億円の出資を行なつて、保証制度の運営をはかっているのであります。が、この制度に対する開拓者の加入が増加し、また營農の進展に伴つて資金の需要も増大したため、現在の中央保証協会の基金をもつてして、開拓者からの債務保証に対する要請に応ずることが困難であるといふ理由によつて、政府は、昭和三十一年度、さ

らに一般会計から五千万円を中央保証協会に追加出資して、中央保証協会に對する政府からの出資金を現在の二億円から一億五千万円に増額して、保証のワクの拡大をはかるとするのが、この改正法律案が提出された理由並びにその内容であります。次に開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案について申上げます。

開拓者資金金融通法は、開拓者の當農に必要な長期及び中期の資金を低利で融通するため、昭和二十二年制定せられたものであります。が、今回、現行法におおよそ次のよろざ改正を加えたのであります。

すなわち、改正の第一点は、北海道野付郡別海村及び青森県上北郡の一帯等、政令で定める区域内で、農地開拓機械公團が持つて機械を使って開墾される開拓地、いわゆる機械化開墾される開拓地、いわゆる機械化開拓地の開拓者またはその組織する法人に対して開拓者資金の貸付を拡大しようとするものであります。これが内容の一つは、これらの開拓者及び法人に対するものであります。

開拓地の開拓者またはその組織する法人に対して開拓者資金の貸付を拡大しようとするものであります。これが内容の一つは、これらに従来融資されている開拓者資金のほか、開墾作業を行うのに必要な資金及び機械開墾地区開拓地における特別供給施設、その他の政令で定めるものと認められることがきることとなし、しかしてその条件は、前者については、償還期間は年五分の均等年賦償還の方法によることとなつてゐるのであります。

改正の第二点は、入植後二カ年以上を経過した、いわゆる既入植者に対する家畜資金等の中期資金の貸付条件の変更であります。が、これらの資金の貸付条件は、現在年利五分五厘、二年据置、五年償還、据置期間中は無利子といたしました。が、この条件を変更して、開拓者にとっては、その生産を擴大する上において無理があるといふ見解をもつて、その条件を変更して、三年据置、八年償還とし、ただしこの場合には、据置期間五年を含めて二十年以上内、利率は、据置期間は無利子とし、その後の後年三分六厘五毛の均等年賦償還の方法によるところとなりました。が、この条件は、前者については、償還期間五年を含めて二十五年以内、利率は据置期間は無利子とし、その後の超える部分については、償還期間は年三分六厘五毛の均等年賦償還とし、現行の貸付額を超える場合は、その超える部分については、償還期間は年五分の均等年賦償還の方法によるところとなりました。

改正の第三点は、昭和二十八年及び二十九年に発生した災害によつて、二年連続により、また後者については、償還期間は、据置期間五年を含めて二十五年連続して被害を受けた開拓者またはその組織する法人に對して資金の融通に特別な措置を設けたことでありまして、昭和二十八年及び二十九年の両年に発生した災害によつて、二年連続して被害を受けた開拓者またはその組織する法人に對して、その當農の基盤を確立して、經營の安定に資せしめるために、新たに年利五分五厘、三年据置、十二年償還の条件をもつて、農機具、畜舎、サイロ、堆肥舎等、生産の基盤となる設備を整えるために必要な資金を貸し付けることによろざとするものであります。

以上が兩法案の提案の趣旨及びその内容の大要であります。が、これらの両法案は、ともに開拓者に對する當農融資に関するものでありますから、委員会におきましては両者を一括して審査することとなし、まず農林当局から提案理由の説明を聞き、統いて開拓者及び開拓融資の現況その他参考事項並びに法律案の内容等について説明を求め、ついで質疑に入り、開拓融資保証法の改正について、今回の改正により政府から中央開拓融資保証協会に對する追加出資五千万元の決定の方針並びにその当否、また開拓者資金融通法並びにその当否、また開拓者資金保証法の改正について、これが提案理由の説明と法律案の内容との関係、農地開拓機械公團の業務の現況及びその運営方法の当否、機械開墾地区の入植者の資金必要額並びにこれに対する融資あるいは補助の金額及びその当否、いわゆる家畜導入資金については、從来その据置期間中無利子であったが、兩案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。



て熱心なる質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存します。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国有財産法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の改正点の第一は、合同庁舎等の行政財産の管理の合理化をはかるため、大蔵大臣がその所管者を指定する制度を設けようとするものであります。第二は、從来物品として取り扱われてきたました航空機は、船舶等と同じ様、不動産に準ずるものであるにかんがみまして、これを国有財産として管理制度しようとするものであります。第三は、行政財産を他の各省各局の長に使用させる場合は、その調整をはかるため大蔵大臣に協議することとしようとするものであります。

本案は別段の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手) ○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたしました。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて三案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 日程第九、外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長山川良一君。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

外務公務員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付昭和三十一年三月十三日

衆議院議長 河井彌八殿

〔小字及び一は衆議院修正〕

外務公務員法の一部を改正する法律案

参議院議長 河井彌八殿

外務公務員法の一部を改正する法律案

〔小字及び一は衆議院修正〕

外務公務員法の一部を改正する法律案

〔小字及び一は衆議院修正〕

外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「顧問及び隨員」を「並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び隨員」に改め、同号を同項第六号とし、同項中号とし、第二号の次に次の一号を加える。

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特派大使

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理、顧問及び隨員及び随員をそれぞれ外務職員以外の外務公務員に改める。

他臨時の重要な任務を処理するため、外國に派遣される者をいう。

第四条の見出し中「国家公務員法等の準用」を「国家公務員法の準用等」に改め、同条中「大使及び公使、政府代表及び全権委員並びに政府代表又は全権委員の代理、顧問若しくは随員及び大使若しくは公使、政府代表若しくは全権委員又は政府代表若しくは全権委員の代理、顧問若しくは随員をそれぞれ外務職員以外の外務公務員に改める。

第八条第二項中「政府代表及び全権委員並びにそれらの代理、顧問及び隨員」を「第二条第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員」に改め、同項の次に次の二項を加える。

前項の外務公務員については、国会議員のうちから任命することができる。この場合においては、同議院一致の議決を要なればならない。

〔山川良一君登壇、拍手〕

○山川良一君 ただいま議題となりました特命全権大使(以下「大使」という。)及び特命全権公使(以下「公使」という。)

〔前項の外務公務員について、国会議員のうちから任命することができる。この場合においては、同議院一致の議決を要なればならない。〕

前項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

第九条中「解任状」の下に「外国ににおける重要な儀式への参列に際し特派大使に携行させる信任状」を加える。

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

1 附則

この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理、顧問及び隨員並びに全権委員に類似の臨時の官職であります。また外國における重要な儀式に参列する場合には、特派大使は天皇が認証した信任状を携行し、なお、特派

委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び隨員

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十六号を次のように改める。

十六 特命全権大使(以下「大使」という。)及び特命全権公使(以下「公使」という。)

〔前項の外務公務員について、国会議員のうちから任命することができる。この場合においては、同議院一致の議決を要なればならない。〕

前項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

本案は衆議院の修正送付案であります。まず、順序として政府原案につき御説明いたします。政府の説明によりますと、現在世界の多くの国は、特派大使の制度を設けておりますが、わが国にては、旧官制時代はこの制度がありましたが、現状においても、かかる大使を特派することは可能であるといふ解説論もありますが、これを明確にするために、この特派大使の制度を明文化することといたしました。

このために特派大使を外務公務員として外務公務員法中に規定し、これに連する条項を改正したものが政府原案であります。特派大使の性格は認証官にあらざる特別職で、かつ政府代表及び全権委員に類似の臨時の官職であります。また外國における重要な儀式に参列する場合には、特派大使は天皇が認証した信任状を携行し、なお、特派

大使には、顧問、隨員が付隨できること等、この使節の使命と地位を重からしめるようにしてあるのであります。

次に、衆議院の修正は、外務公務員法第八条の改正に関する部分に別に一項を加え、特派大使、全権委員、政府代表等については、国会議員のうちから任命することができる。この場合は両院一致の議決を得なければならないと定めたことであります。この修正の趣旨は、国会議員は、現行の国会法の規定の解釈によつても特派大使等の官職につき得るのですが、これを代表等については、国会議員のうちから任命することができる。この場合は両院一致の議決を得なければならないと定めたがよいとの意見に基き修正されました。この修正の目的は、国会議員は、現行の国会法の規定の解釈によつても特派大使等の官職につき得るのですが、これを

一層明確にして、外務公務員法中に規定したがよいとの意見に基き修正されました。

〔前項の外務公務員について、国会議員のうちから任命することができる。この場合においては、同議院一致の議決を要なればならない。〕

委員会においては、三月十五日、本法案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を報告いたしました。

○山川良一君 ただいま議題となりました外務公務員法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を報告いたしました。

本案は衆議院の修正送付案であります。まず、順序として政府原案につき御説明いたします。政府の説明によりますと、現在世界の多くの国は、特派大使の制度を設けておりますが、わが国にては、旧官制時代はこの制度がありましたが、現状においても、かかる大使を特派することは可能であるといふ解説論もありますが、これを明確にするために、この特派大使の制度を明文化することといたしました。

このために特派大使を外務公務員として外務公務員法中に規定し、これに連する条項を改正したものが政府原案であります。特派大使の性格は認証官にあらざる特別職で、かつ政府代表及び全権委員に類似の臨時の官職であります。また外國における重要な儀式に参列する場合には、特派大使は天皇が認証した信任状を携行し、なお、特派

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十二分散会



## 多数意見者署名

井上 知治 高瀬莊太郎  
木村篤太郎 廣瀬 久忠  
島村 軍次 野本 品吉  
高野 一夫

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

内閣総理大臣又は関係各大臣の諸間に応じ、充春対策に関する重要事項を調査審議させるため、總理府に、充春対策審議会を設置することとは、妥当な措置と認めた。

## 二、費用

三十一年度予算案において五十万七千円が計上されている。

参議院会議録第二十号正誤

貞段行 読 正

二九一から終り十分を發揮し、十分に發揮

明治二十五年第三種郵便物認可

定価一部十五円

(配送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三一五五五五